

## 4 注意点

- 助成は、同一建物につき対象機器等の種類ごとに各 1 回限りとなります。（年度が替わっても一度助成を受けた種類の助成に対しては対象となりません）
- 1, 000円未満の端数は切り捨てとなります。
- 未使用品であること。
- 太陽光発電システムの最大出力、遮熱塗装等断熱改修の施工面積は小数点以下第 3 位を四捨五入します。
- 遮熱塗装等断熱改修、LED 照明機器の改修については、築 1 年以上を経過した建物を対象とします。
- 助成対象者が自ら設置工事等を行う場合には、助成対象物の本体及び資材に係る費用を助成対象経費とします。
- 太陽光発電システムと蓄電池を併設する場合は、一方が既に設置済の場合、両方を同時に設置する場合のいずれも対象とします。なお、設置済の機器については、過去にかつしかエコ助成金で助成を受けたもの又は令和元年度かつしかエコ助成金の対象機器等の要件に該当するものとします。
- 印鑑は提出書類すべて同じものを使用してください。（スタンプ印不可）
- 見積りは複数の工事業者に依頼することをおすすめします。
- 国や都の補助制度との併用も可能です。

## 5 申込に必要な書類

かつしかエコ助成金交付申込書（第 1 - 2 号様式）の裏面をご覧ください。

## 6 設置完了後の手続き

機器等の設置工事の完了後、2 カ月以内に以下の必要書類を提出してください。

- ① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第 7 号様式）
- ② 対象機器等の設置にかかる、領収書の写し及びその内訳書の写し（原則として、申請者以外からの代理申請の場合は、領収書のほかに金融機関発行の振込控の写し。振込による支払いの場合も、領収書の発行が必要となります。また、宛名は申請者のものに限り。）
- ③ 機器等の設置又は施工後の現況写真（建物全体と設置機器・施工箇所がわかる写真）
  - 太陽光発電システムの場合は、設置したパネルの枚数がわかること。
  - 遮熱塗装等断熱改修の場合は、施工中、施工後及び使用塗料空缶の写真等
  - LED 照明の場合は、型番等が分かる写真等及び点灯時の写真
  - 写真は、カラー写真、カラー印刷にて提出してください。
- ④ 太陽光発電システムの場合は、電力会社との「電力受給契約申込書」または「接続契約のご案内」の写し
- ⑤ 新築の場合は、検査済証の写し
- ⑥ かつしかエコ助成金交付請求書（第 10 号様式）

## 令和元年度 集合住宅用 かつしかエコ助成金のご案内

◆個人住宅や事業所への導入については、「個人住宅用」または「事業所用」をご覧ください。

### 1 申込受付期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）～令和 2 年 3 月 31 日（火）

- 一部を除き設置工事前の申込です。  
詳しくは 3 助成対象機器等と助成金額 をご確認ください。
- 工事完了後は 2 カ月以内に設置完了報告書類を提出してください。

### 2 助成対象者

区内に住所を有する集合住宅の共用部分に対象機器等を導入する方が対象となります。（リース・レンタルは除く）

- ① 区内分譲マンションの管理組合（管理組合を構成する区分所有者の集会（総会）において議決を得ていること。）
- ② 区内に集合住宅を所有又は所有を予定する中小企業者等（中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者、中小企業等協同組合法第 3 条に規定する中小企業等協同組合、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人等）  
※個人事業者も含まれます。

<次の要件をすべて満たす必要があります>

- (1) 平成 30 年度（平成 29 年分の所得）の特別区民税・都民税又は直近の法人住民税を滞納していないこと。
- (2) 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (3) 同じ種類の機器等に対して、既にかつしかエコ助成金制度等に基づく区の助成を受けていないこと。
- (4) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (5) 住宅の販売又は譲渡を目的としていないこと。
- (6) 太陽光発電システムの場合は、申込者が電灯契約を結ぶこと。
- (7) 次ページ **3 助成対象機器等と助成金額** の表どおりの対象機器等を導入すること。
- (8) 助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。（キャッシュバックがあった場合、助成金を返還していただくことがあります。）

<申請及び問い合わせ先>

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所 4 階 410 番窓口）

〒124-8555 葛飾区立石 5 丁目 1 3 番 1 号

電話：03-5654-8228 または 03-5654-8531

FAX：03-5698-1538

### 3 助成対象機器等と助成金額

対象機器等	申込の時期	要件	助成金額
太陽光発電システム	設置工事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合住宅の上屋等に設置し、共用部分に電力を供する機器で、太陽電池の最大出力合計が1 kW 以上 10kW 未満のもの。</li> <li>財団法人電気安全環境研究所（J E T）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1 PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。</li> </ul>	太陽電池モジュールの最大出力1 kW 当たり 80,000 円 （限度額 400,000 円） ※蓄電池併設の場合は助成額全体に 50,000 円を加算
蓄電池		経済産業省又は環境省が実施する以下のいずれかの事業において、当該事業の執行団体（一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII））が指定しているもの。 ※経済産業省：「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）」、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業」 環境省：「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）」	助成対象経費の 1/4 （限度額 1,000,000 円、容量 10kWh 未満のものは限度額 200,000 円） ※太陽光発電システム併設の場合は助成額全体に 50,000 円を加算
遮熱塗装等断熱改修 ※新築は対象外  ①～③合わせて3回		①屋根・屋上・壁等における高反射率塗装等 高反射率塗料等においては、国内の第三者機関における日射反射率が 50%以上又は同等以上の性能であること。	① については、助成対象経費の 1/4 又は施工面積(m <sup>2</sup> ) ×1,000 円(助成単価)のいずれか小さい額 ② については、助成対象経費の 1/4 又は施工面積(m <sup>2</sup> ) ×3,000 円(助成単価)のいずれか小さい額 ③ については、助成対象経費の 1/4  （①～③合わせて限度額 1,000,000 円）
		②窓の遮熱塗装等 日射調整フィルム及びコーティング材においては、国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数 0.7 未満、可視光線透過率 65%以上、熱貫流率 5.9W/ (m <sup>2</sup> ・K) 未満（コーティング材の場合は 6.0W/ (m <sup>2</sup> ・K) 以下）であり、かつ日射調整性能について、適切な対候性が確認されている製品とする。 ※可視光線透過率が 70%以上の場合は、遮蔽係数 0.8 未満とする。	
LED 照明機器への改修（助成対象経費が 100,000 円以上の改修） ※新築、新規設置は対象外	東京都の「省エネ促進税制対象機器」として指定を受けた機器であり、蛍光灯等からの変更であること。 ただし、白熱灯から LED 電球、屋外灯への交換で、グリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の 12-1 照明器具、12-2 ランプのそれぞれの判断基準を満たすものについては、助成の対象とする。	助成対象経費の 1/2 又は 1 灯あたり 10,000 円(助成単価)のいずれか小さい額 ※LED 電球の場合は、1 個当たりの助成単価（上限）を 1,000 円とする。 （限度額 500,000 円）	